

【福島県産】野生きのこ及び山菜類 出荷チェック票

出荷者は必要事項を記入し、記載内容を確認して☑をしてください
販売者は記載内容を確認して☑をしてください

1 採取年月日	年	月	日		
2 採取場所	福島県	市・町・村			
3 採取品目					
4 採取地を管轄する下記の農林事務所に連絡して、生産者登録・確認する。	<table border="1"> <tr> <td>確認した</td> <td>確認していない</td> </tr> </table>			確認した	確認していない
確認した	確認していない				
【農林事務所連絡先】※ 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く)					
農林事務所名	担当市町村名	電話番号			
南会津	南会津町、檜枝岐村、只見町、下郷町	0241-62-5373			
会津	金山町、西会津町、三島町、昭和村、柳津町、喜多方市、会津坂下町	0241-24-5731			
県南	西郷村、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、棚倉町、鮫川村、塙町、矢祭町	0247-33-2121			
県中	郡山市、三春町、田村市、天栄村、須賀川市、小野町、鏡石町、玉川村	024-935-1367			
県北	福島市、国見町、桑折町、伊達市、川俣町、二本松市、大玉村、本宮市	024-521-2632			
いわき	いわき市	0246-24-6191			
相双	新地町、相馬市、飯館村、南相馬市、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、楢葉町、広野町	0244-26-1171			

出荷者	販売者
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5 福島県によるモニタリング検査は実施されているか。			
有	基準値以下	⇒福島県で公表された検査結果の写しを添付して出荷可	
	基準値超過	⇒出荷不可	
無	採取者が採取地の自治体にモニタリング検査の実施を依頼	基準値以下	⇒検査結果の写しを添付して自己責任で出荷可
		基準値超過	⇒出荷不可
	※上記検査が実施できない場合採取者が第三者分析機関へ採取品の分析を依頼(自己資金)	基準値以下	⇒検査結果の写しを添付して自己責任で出荷可
		基準値超過	⇒出荷不可

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

以上のとおりチェックしました。

出荷日		年	月	日
出荷者	氏名	他名		
	住所			
	連絡先			

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

販売者	店舗名	
	所在地	
	荷受け者名	
	荷受量	

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

きのこ・山菜類を販売する際の確認事項

- 1 「きのこ及び山菜類 出荷チェック票」の活用
チェック票に記載しながら、出荷者と販売者の両方で、採取場所や品目が安全であるか確認してください。
- 2 出荷制限等の確認
このチラシや県ホームページ等を見て、採取場所に**出荷制限等がかけられていない**ことを確認してください。
- 3 放射性物質モニタリング検査の実施の確認

県内産の場合

「放射性物質モニタリング検査」が実施され安全であることを確認してください。

県外産の場合

採取した県でその品目の検査が実施されていること、及び、基準値を下回っていることを確認しましょう。

4 産地名の表示

パッケージに「栽培」または「野生」の区別と、「産地(市町名)」を表示しましょう。



パッケージの表示例▶

詳しくは県ホームページで確認するか、下記事務所へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

【農産物・栽培の山菜】

- 農政部農政課 028-623-2288
- 河内農業振興事務所 028-626-3061
- 上都賀農業振興事務所 0289-62-5236
- 芳賀農業振興事務所 0285-82-4720
- 下都賀農業振興事務所 0282-23-3425
- 塩谷南那須農業振興事務所 0287-43-1252
- 那須農業振興事務所 0287-23-2151
- 安足農業振興事務所 0283-23-1455

【きのこ類・たけのこ・野生の山菜】

- 環境森林部
- 林業木材産業課 028-623-3274
- 県西環境森林事務所 0288-21-1229
- 県東環境森林事務所 0285-81-9004
- 県北環境森林事務所 0287-23-6365
- 県南環境森林事務所 0283-23-1441
- 矢板森林管理事務所 0287-43-1439

切り取り線

市町別 農林水産物の出荷制限・自粛品目

出荷できない品目【※は一部解除されている品目】

平成30(2018)年12月1日現在

矢板市
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】
 野生きのこ、たけのこ、わらび【野生】
 たらめ【野生】、こしあぶら【野生】
 もみじがさ(しどき)【野生】
 やまぐり【野生】

さくら市
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

高根沢町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】
 原木くりたけ【露地】
 こしあぶら【野生】

塩谷町
 原木生しいたけ【露地】
 原木乾しいたけ【露地・施設】
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ、たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

那須町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木なめこ【露地】、野生きのこ、
 たけのこ、くさそてつ(こごみ)【野生】
 たらめ【野生】、ぜんまい【野生】
 こしあぶら【野生】

那須塩原市
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】、原木なめこ【露地】
 野生きのこ、たけのこ、くさそてつ(こごみ)【野生】
 たらめ【野生】、こしあぶら【野生】
 さんしょう【野生】、うわばみそう(みずな)【野生】

大田原市
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】、原木なめこ【露地】
 野生きのこ、たけのこ、わらび【野生】
 くさそてつ(こごみ)【野生】、たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】、さんしょう【野生】
 みょうが【野生】

那珂川町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木なめこ【露地】
 野生きのこ、こしあぶら【野生】

那須烏山市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】、原木なめこ【露地】
 野生きのこ、こしあぶら【野生】

宇都宮市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 わらび【野生】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】
 さんしょう【野生】

高根沢町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】
 原木くりたけ【露地】、原木なめこ【露地】
 野生きのこ、こしあぶら【野生】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ、こしあぶら【野生】

茂木町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ、こしあぶら【野生】

鹿沼市
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木なめこ【露地】、野生きのこ、
 たけのこ、わらび【野生】
 たらめ【野生】、ぜんまい【野生】、
 こしあぶら【野生】
 さんしょう【野生】、うわばみそう(みずな)【野生】

芳賀町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 わらび【野生】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】
 さんしょう【野生】

佐野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】
 野生きのこ、わらび【野生】
 ぜんまい【野生】
 こしあぶら【野生】

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

下野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

下野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

足利市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】

栃木市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

足利市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】

栃木市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】

下野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

足利市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】

栃木市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】

下野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

足利市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】

栃木市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地】※
 原木くりたけ【露地】
 原木なめこ【露地】

下野市
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 野生きのこ

芳賀町
 原木生しいたけ【露地・施設】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】

市貝町
 原木生しいたけ【露地】※
 原木乾しいたけ【露地・施設】※
 原木くりたけ【露地】
 たらめ【野生】
 こしあぶら【野生】

切り取り線

きのこ及び山菜類 出荷チェック票

○山菜の出荷者は以下2点について確認し、チェック票を作成しましょう。

- 採取地が県内・県外を問わず出荷制限区域ではないか。→県内の出荷制限・自粛品目については、別紙の地図で確認しましょう。
- モニタリング検査を実施しているか。→採取地が県外の出荷制限区域外だとしてもモニタリング検査が必要です。当該自治体でモニタリング検査が実施されているか確認しましょう。

※県外産の品目でモニタリング検査を実施していない場合、以下のいずれかの方法で安全性を確認し、結果を販売者に提出してください。

- 当該自治体にモニタリング検査の実施を依頼する
- 第三者検査機関に分析を依頼する

販売者は
記載内容を確認して
をしてください

出荷者は必要事項を記入し、
記載内容を確認して
をしてください

1 採取年月日	年	月	日
2 採取場所			
3 採取品目			
4 野生・栽培の別の確認 (該当するものに○をつけてください)	野 生	栽 培	
	対 象	⇒出荷不可	
5 採取地が出荷制限・自粛 の対象であることの確認	対 象	⇒6へ	
	対象外	⇒6へ	

出荷者	販売者

県内産の場合

県外産の場合

6-1 県内産の場合 (該当するものに○をつけてください)			
自治体による モニタリング 検査の実施	有	基準値以下	⇒出荷可
		基準値超過	⇒出荷不可
	無	⇒出荷不可	

6-2 県外産(福島県以外)の場合 ※項目4が「野生」で、採取地が福島県の場合⇒裏面の(別紙)に記入 (該当するものに○をつけてください)				
自治体によるモニタリング検査の実施	有	基準値以下	⇒自治体で公表された検査結果の写しを添付して出荷可	
		基準値超過	⇒出荷不可	
	無	採取者が第三者分析機関へ採取品の分析を依頼(自己資金)	基準値以下	⇒検査結果の写しを添付して自己責任で出荷可
			基準値超過	⇒出荷不可

以上のとおりチェックしました。

出荷日	年	月	日
出荷者	氏 名	他	
	住 所	名	
	連絡先		

出荷者	販売者

販売者	店舗名	
	所在地	
	荷受け者名	
	荷受量	

・牛肉及びイノシシの肉は県全域で出荷制限中。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されたものを除く。
 ・中禅寺湖及び流入河川のニジマス、ブラウントラウトは、県の解禁延期要請中。